

項目	特記事項
19.5.6 現場塗装仕上げ <畳敷き>	* 塗装 ・ウレタン樹脂ワニス塗り ・オイルステン塗りの上ワックス塗り ・生地のままワックス塗り
19.6.2 材料	A. 本工事に使用する材料は、見本を提出の上、監督職員の承認を受けたものを使用する。 B. 畳床はJIS A5914(建築畳床)に規定するインシュレーションボード畳床Ⅲ形(厚み50)を使用する。 1) 畳床に使用するインシュレーションボードは、JIS A5905(繊維板)に規定するタミボードとする。 2) 畳床に使用するポリスチレンフォーム板は、JIS A9511(発泡プラスチック保温材)の4.6の方法で試験して、密度が2.7kg/m ³ 以上で、かつ同規格に規定する4.13.1の方法で試験して燃焼試験に合格したものとする。 3) 畳床に使用する裏面材(防湿シート)は、JIS P3401(クラフト紙)に規定するクラフト紙3種にポリエチレンクロスなどを圧着したものとする。 4) 畠床に使用する保護材は、不織布とする。 5) 縫糸間隔、縫い目又は横糸間隔及び糸間面積は下記のとおりとする。 縫糸間隔(cm): 8.5以下 縫い目又は横糸間隔(cm): 5以下 6) 畠床の構造は下図を標準とする。
	C. 畠へりはJIS L3108(畠へり地)によるP・Pへりとし、光輝へり10畠分450g以上とする。へり下地は畠用へり下紙巾7.5mm以上とする。 D. 畠表は、JAS3種2等品とし、動力綿糸引き通し重量1.40kg以上とする。 E. 畠床に使用する縫糸は、JIS A5914(建築畳床)附属書に規定する糸又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とし、畠の仕上げに使用する縫糸は、JIS A5902(畠)附属書に規定する糸、又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とする。ただし、これらの糸に害虫予防等のための薬剤を含浸又は浸透させたものは使用しない。なお、針足寸法は、JIS A5902(畠)の規定による。 * 種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 (畠床の記号:) [表19.6.1]
19.6.3 工法	A. 製作及び敷き込み 1) 製作に先立ち、監督職員と打ち合わせ、各所の寸法、曲がりの手等を計り割り合わせる。 2) 畠ごしらえは、畠割りに正しく切り合わせ、へり巾は表2日を標準として表の筋目通りよく、たるまないよう針足寸法に合わせ縫い付ける。また、畠床の手かけは無しとする。 3) 畠の角止めは、ホッチキス針金具戸止めとし、針は長さ22mm、巾3mm以上とする。 4) 畠の返しボードは、不織布糸又はポリエスチル系糸の畠用返しボードとする。 5) 敷き込みは、敷居畠寄せ等と段違い、隙間、不陸等のないように行う。 B. 畠枠、及び畠表の等級表示側の裏面に剥がれないように張り付け、次の事項を表示する。 製造所及び製造年月、種類及び等級 C. 畠焼け防止の措置をする。 D. 畠は、敷き込み前に30畠につき1畠の割合で任意に抽出し、縫い目間隔を測定し、社内検査報告書にまとめた上、監督職員に提出する。
<せっこうボード等張り>	
19.7.2 材料	* 種類 () 厚さ () その他 () * 普通合板 表面の樹種 生地のまままたは透明塗料塗りの場合 ※ラワン程度 ・ () 不透明塗料塗りの場合 ※しな程度 ・ () 板面の品質 () 厚さ () 接着の程度 () 防虫処理 ・行う () ・行わない * 天然木化粧合板 化粧板の樹種名 () 接着の程度 () 厚さ () 防虫処理 ・行う () ・行わない * 特殊加工化粧合板 化粧加工の方法 ・オーバーレイ ・プリント ・塗装 ・ () 表面性能 () 接着の程度 () 厚さ () 防虫処理 ・行う () ・行わない * 遮音シール材(軽鉄下地ボード遮音壁) ・アクリル系 ・ウレタン系 ・ジョイントコンパウンド (JIS A 6914)
19.7.3 工法	* 下地: 軽量鉄骨下地 木造下地(防虫処理: 有 () 無 ()) * 合板類の張付け種別 ・A種 ※B種 [表19.7.3] * せっこうボードの目地工法の種類 ・縫目処理工法 ・突付け工法 ・目透し工法 [表19.7.5] * 化粧せっこうボードの留め付け: 同色のカラーネイル、カラーネジ等
<壁紙張り>	
19.8.2 材料	* 壁紙の種類: 図面による ・ () 防火性能: 図面による ・ ()
19.8.3 施工	* 素地ごしらえ モルタル及びブلاスター面 ・A種 ※B種 コンクリート面 ・A種 ※B種 せっこうボード面 ・A種 ※B種
<断熱・防露>	
19.9.2 断熱材打込み工法	* 材料 (JIS A 9521 建築用断熱材) ◎厚さは図示による ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 種類 () 厚さ () ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(キン層なし) 種類 () 厚さ () ・硬質ケレンフォーム断熱材 種類 () 厚さ () ・フェノールフォーム断熱材 種類 () 厚さ () (JIS A 9511 発泡プラスチック保温材) ・ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材 厚さ () (特号 1号 2号 3号 4号) ◎押出法ポリスチレンフォーム保温材(キンなし) 厚さ () (1種 2種 ◎3種) (a ◎b) ・A種硬質ケレンフォーム保温材 厚さ () (1種 2種) (1号 2号 3号 4号) ・フェノールフォーム保温材 厚さ () (1種 2種) (1号 2号)
19.9.3 断熱材現場発泡工法	* 種類(建築物断熱用吹付け硬質ケレンフォーム(難燃性)) ※A種1 ・A種2 ・A種3 ・B種 ◎A種1H * 吹付け厚さ () mm
<発泡プラスチック系床下地張り工法>	* 発泡プラスチック系床下地材の遮音性能及び厚さ:
19.10.1 材料	
<乾式遮音二重床下地張り工法>	* 乾式遮音二重床下地材の遮音性能: * パーティクルボードの厚さ: 図示による * 捨て張り合板の厚さ: 図示による
<内装プレハブ工法>	
19.12.1 適用範囲	* 内装プレハブ工法: 「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書」による (内装下地材は県産材を使用すること。)

項目	特記事項
<ユニット工事等>	■建築編 20章 ユニット及びその他の工事■
20.2.3 可動間仕切	* 材料等 構造形式による種類 () 構成基材の種類 () 遮音性 () パネル表面仕上げ () パネル内に取り付ける建具 ・寸法 () 形状 () ・図面による パネル表面材 () (材質 仕上げ)
20.2.4 移動間仕切	* 材料等 パネルの操作方法による種類 () パネル表面材 () (材質 仕上げ) 性能等 パネル圧接装置の操作方法 () 遮音性 () バガッヘル取付け下地の補強 ※20.2.4(c) (3)による () 工法 あと施工アンカー 材質 () 寸法 () その他 ()
20.2.5 トイレブース	* 材料 パネル表面材 () メラミン樹脂系化粧板 () ポリエスチル樹脂系化粧板 脚部 ※幅木タイプ ()
20.2.6 階段滑り止め	* 材種 () 形状 () 寸法 () 取付け工法 ※接着工法 ・埋込み工法
20.2.8 黒板及びホワイトボード	* 黒板 種類 ※焼付け () () 色 ※緑 ()
20.2.9 鏡	* 厚さ ※5mm ()
20.2.10 表示	* 衝突防止表示 対人衝突防止表示(ガラスクリーン) 形状 () 寸法 () 材質 () 非常用進入口等 表示する 表示しない ・図面による 室名札、ビタグ、案内板等の形状、材質、寸法、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等 ※図面による ()
20.2.14 カーテン及びカーテンレール	* 形式、付属金物等 種類 ・シングル ◎ダブル 形式 ・片引き ◎両引き () 開閉操作方法 () きれ地 種別 () 品質 () 特殊加工 () その他 () レール、ブラケット 強さによる区分 ※10-90 () カーテンレール 材料による区分 ※アルミニウム ※アルミニウム合金の押出し成型材 仕上げ ※アルマイト () 形状 ※角型 () 工法 ひだの種類 ・フランクスヒダ ・箱ひだ ・つまひだ ・プレーンヒダ ・片ひだ 暗幕用カーテンの重なり 両端 ※300mm以上 () 上部 ※300mm以上 () 召合せ ※300mm以上 ()
20.2.15 浴室ユニット	* 種類: 図面による () 形状: 図面による () 寸法: 図面による () 材質: 図面による ()
20.2.16 キッチンキャビネット	* キッチンキャビネットの品質、性能: ◎図面による 製造所の仕様による * キッチンキャビネットの種類: ※セクションルームキャビネット ・システムキッチン キッチンキャビネットの寸法、材質、付属品: 図面による
20.2.17 郵便受箱	* 郵便受箱の形状、寸法: 図面による 材質: ステンレス製
20.2.19 補助手すり	* 手すりユニットの品質及び性能: ◎図面による 製造所の仕様による * 手すりユニットの形状、寸法: 図面による * 手すりユニットの軸への支持方法の種別: 図面による * 風の影響による音の発生が想定される場合には、中間支持材を入れる等の対応をする。
<間知石及びコンクリート間知プロック積み>	* 補助手すりの品質及び性能: 図面による 製造所の仕様による * 補助手すりの形状、寸法、材質: 図面による
20.4.2 材料	* 間知石 材種 () * コンクリート間知プロック 種類 () 質量区分 ()
20.4.3 工法	* 間知石積み 積み方 ※谷積み ・布積み 目塗り () 伸縮調整目地 材種 () 厚さ () mm * コンクリート間知プロック積み 積み方 ※谷積み ・布積み 目塗り () 伸縮調整目地 材種 () 厚さ () mm
<屋外雨水排水>	■建築編 21章 排水工事■
21.2.1 材料	* 材種、管の種類、呼び径等: 図面による * マンホール側塊の形状、寸法: 図面による () * 排水樹の種類等: 図面による () * 排水樹ふたの種類等: 図面による () * 鋼鉄製ふたの場合 名称、種類、適用荷重: 図面による () * グレーチングの材質、用途、適用荷重、メインバーピッチ等: 図面による () * 地業材料: ※21.2.1(g)(1)、(2)による () * コンクリート: ※6章14節[無筋コンクリート]による () 設計基準強度: ※18N/mm ² () * 凍上抑制層の材料: () * 砂の粒度試験: 行う ◎行わない * 埋戻し材料種別: A種 B種 C種 D種 ※発生土の中の良質土 [表3.2.1]
	株式会社 河合建築設計事務所 初吹住宅建工事(第3工区)
	一級建築士番号 第100481号 河合達雄 建築工事特記仕様書8/10 締尺
	A
	H
	検図 製図 設計 H29年2月 愛知県建設部建築局公営住宅課

項目	特記事項
21.2.2 施工	* 遠心力鉄筋コンクリート管 基床の厚さ、種類：・図面による * 硬質ポリ塩化ビニル管 基床の厚さ、種類：・図面による * 繰手：※接着剤・ゴム輪 * 車両の通行が多い場合及び軟弱地盤に管路を敷設する場合の工法は図面による
<街きよ、縁石及び側溝> 21.3.1 材料	* コンクリート縁石の形状、寸法等：・図面による * 側溝の形状、寸法等：・図面による * 地業の材料：・図面による 4.6.2(a)による
21.3.2 施工	* 砂利地業の厚さ：・100mm ○図面による
<路床> 22.2.2 路床の構成及び仕上り	■建築編 22章 補装工事■ * 路床 (1) 凍土抑制層・適用する(厚さ：) ※適用しない (2) 透水性舗装用いるフィルター層 ※適用する(厚さ：図面による)・適用しない (3) 路床安定処理・適用する(厚さ： 方法：) ※適用しない
22.2.3 材料	* 盛土種別：・A種・B種・C種・D種 ※発生土の中の良質土 [表3.2.1] * 凍土抑制層に用いる材料： 透水性舗装のフィルター層に用いる材料：図面による * 砂の粒度試験：・実施する ※実施しない * 路床安定処理用材料：※普通ポルトランドセメント・高炉セメントB種・フライッシュセメントB種 ・生石灰特号・生石灰1号・消石灰特号・消石灰1号 * ジオテキスタイル：・適用する(品質：) ※適用しない
22.2.5 試験	* 路床土の支持力比(CBR)試験：・実施する ※実施しない * 路床締固め度試験：・実施する(埋戻し及び盛土部は原則実施) ※実施しない
<路盤> 22.3.2 路盤の厚さ及び仕上り	* 路盤の厚さ：・図面による
22.3.3 材料 <アスファルト舗装>	* 路盤材料：※RC-40(透水性舗装除く)・C-40・CS-40・() [表22.3.2]
22.4.2 舗装の構成及び仕上り	* アスファルト舗装の構成及び厚さ：・図面による * 平坦性：※通行の支障となる水たまりを生じない程度
22.4.4 配合その他	* 表層の加熱アスファルト混合物等の種類：○密粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13) ※再生密粒度アスファルト混合物(13) ・再生細粒度アスファルト混合物(13) 基層の加熱アスファルト混合物等の種類：・粗粒度アスファルト混合物(20) ※再生粗粒度アスファルト混合物(20) [表22.4.4]
22.4.5 施工	* シールコートの施工・行う ※行わない
22.4.6 試験 <コンクリート舗装>	* アスファルト混合物等の抽出試験：・実施する ※実施しない
22.5.2 舗装の構成及び仕上り	* コンクリート舗装等の構成及び厚さ、寒冷地の縁部立上り寸法等：※図面による
22.5.3 材料	* コンクリートの設計基準強度、スランプ、粗骨材の最大寸法：・図面による・表22.5.1による * 寒冷期施工で早強セメントを用いる場合のコンクリートの設計基準強度、スランプ、粗骨材の最大寸法：図面による * 注入目地材：※低弾性タイプ・高弾性タイプ [表22.5.2]
22.5.4 施工	* コンクリート版の目地の種類及び間隔：※図面による・表22.5.3による目地を設ける * 目地の構造：※図面による・図22.5.1による
<カラー舗装> 22.6.2 舗装の構成及び仕上り	* 構成及び厚さ：図面による * 結合材の種類：※アスファルト混合物・石油樹脂系混合物 * 車道部の基層の適用：※適用する・適用しない * 種類：・加熱系・常温系 * 加熱系カラー舗装の構成及び厚さ：※図面による * 常温系カラー舗装 着色部の下部：・アスファルト舗装・コンクリート舗装
22.6.3 材料	* 加熱系混合物に添加する着色骨材又は自然石：・図面による
22.6.4 配合その他	* 加熱系混合物 結合材に石油樹脂を使用の場合の顔料の添加量： ニート工法、塗布工法の配合等：
<透水性アスファルト舗装> 22.7.2 舗装の構成及び仕上り	* 舗装構成：※図面による・() 平坦性：※著しい不陸がないこと・()
<ブロック系舗装> 22.8.2 舗装の構成及び仕上り	* コンクリート平板舗装の目地材：・砂・モルタル ※図面による * 舗石舗装の基層：・アスファルト混合物 厚さ：・50mm・() ※図面による ・コンクリート版 厚さ：・70mm・() ※図面による * 平坦性 ※平板等間の段差3mm以内
22.8.3 材料	* コンクリート平板 種類：・N300・() 寸法：・() ※図面による * イタロッキングブロックの種類、形状、寸法、表面加工等 車道部：・曲げ強度5.0N/mm ² の普通ブロック、厚さ80mm・() ※図面による 歩道部：・曲げ強度3.0N/mm ² の普通ブロック、厚さ60mm・() ※図面による * 舗装用いる石材の種類、形状、寸法：※図面による・() * ジオテキスタイル・適用する(品質) ※適用しない
<砂利敷き> 22.9.2 材料	* 種別 通路：※A種・B種 建物周囲その他：・A種 ※B種 [表22.9.1]
<ウォール・擁壁> 23.6.2 一般事項	■建築編 23章 植栽、屋上緑化、その他施設整備等工事■ * 支持力試験：・実施する(方法：) ※実施しない * 石材の種類：

項目	特記事項
23.6.6 石積(張)擁壁	* 裏込めに使用する透水材料及び伸縮目地の材料、厚さ：図面による * 水抜きパイプの口径：※75・100 * 水抜きパイプの設置条件：3m ² に1カ所以上
<修景施設> 23.7.3 四つ目垣	* 材料 割石：・花こう岩(規格：)・安山岩(規格：) 雑割石：・花こう岩(規格：)・安山岩(規格：)
<遊戯施設及びサービス施設> 23.8.2 一般事項	* 工法一般 目地仕上げ方法(雑割石積み、野面石積みの練積みの場合)：() * 水抜きパイプの口径：※75・100
23.8.3 遊具組立設置	* 柱の防腐処理： * 木材の防腐處理方法：メーカー仕様による * 木材の防腐剤： * 遊具の構造、強度、材料、寸法、安全領域：・図面による
<管理施設> 23.9.2 檻工	* 材料 コンクリート工作物の品質：※図面による 木製遊戯器具などの木材の規格、樹種、防腐処理など：※図面による 木材その他の工作物の木材の規格、樹種、防腐処理など：※図面による 切石などの仕上げ：※図面による
<建築施設組立> 23.10.2 自転車置場	* 材料 品質、及び性能：図面による 材質、収納台数：図面による
23.10.3 物置ユニット	* 主要部材の材質：図面による * 強度区分の種別：・120型・300型・450型 ※図面による 寸法、形状等：図面による
<グラウンド舗装> 23.11.2 一般事項	* 材料 荒木田土：図面による グラウンドのライン：図面による * 工法(クレー舗装) 荒木田土の高さ、厚さ：図面による 表層安定剤の量：図面による
<一般事項> 24.1.3 関連設備工事	■建築編 24章 PC工法による工事■ * 関連設備工事の施工区分 PC部材に先付けされるスリーブ、電気配管、電気ボックス：・建築工事・() 衛生、電気及びガス設備工事の穴あけ：・建築工事・() 穴埋め：
<PC部材製造に用いる材料及び部品>	* 種別：・普通ポルトランドセメント・早強ポルトランドセメント・混合セメント(高炉セメント、フライッシュセメント)A種
24.2.1 セメント	* 混和剤：・AE剤・減水剤・AE減水剤・高性能減水剤・高性能AE減水剤・流動化剤 * 混和材：・フライッシュ(I種)・フライッシュ(II種)・フライッシュ(IV種)・高炉スラグ微粉末・シリカゲル・膨張剤 * 上記以外の混和材料及び品質：
24.2.4 混和材料	* 鉄筋種別：図面による * 鋼材の形状及び寸法：図面による
24.2.5 鋼材・鉄筋等	* 接合用金物類
24.2.6 接合用金物類	* 使用骨材による種類：・普通コンクリート・軽量コンクリート1種・軽量コンクリート2種
24.3.2 コンクリートの種類	* 設計基準強度：
24.3.3 コンクリートの設計基準強度	* 水セメント比： * スランプ：・()・12cm以下
24.3.4 コンクリートの調合	* PC部材のかぶり厚さ * PC部材及びPC部材接合部のかぶり厚さ 非耐力壁・床・屋根：耐力壁・柱・梁： * タイル張り仕上げの製造方法：※PC部材にタイルを打ち込む工法(先付け工法)・()
24.3.9 PC部材のかぶり厚さ	* 補修基準及び補修方法：図面による
24.3.16 PC部材の補修	* 設計基準強度：※図面による
<基礎及び基礎梁> 24.4.1 一般事項	* 溶接接合：
24.6.6 添えプレート	* フレアグループ溶接の余盛り：※図面による * 添えプレートの材質：・() ※図面による
<スリーブ接合> 24.7.1 一般事項	* スリーブ接合の材料及び施工方法：※図面による * 檜検査方法及び検査基準：※図面による
株式会社 河合建築設計事務所	
一級建築士番号 第100481号 河合達雄 印	
初吹住宅建工事(第3工区)	
縮尺 A	
I	
検図	製図
H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課

項目	特記事項																																		
<その他接合>																																			
24.8.1 一般事項	* その他の接合の種類・箇所及び施工方法：※図面による・() * 検査方法及び検査基準：※図面による・()																																		
<狭小部充填コンクリート>	* 狹小部充填コンクリートの設計基準強度：※図面による・()																																		
24.9.1 狹小部充填コンクリート																																			
24.9.3 調合	* 調合：※図面による・()																																		
24.9.6 打込み	* 保温養生の方法（凍害のおそれがある場合）：※図面による・()																																		
<敷きモルタル>																																			
24.10.1 敷きモルタルの圧縮強度	* 敷きモルタルの圧縮強度：※図面による・()																																		
建築札	■建築編 その他の ※設置する（材種：※黒御影石、厚25mm・その他 [] ）・設置しない																																		
	 <p>県営○○住宅 施工○○建設 ○○電気 ○○給排水 完成 平成 年 月 愛知県建設部</p> <p>300</p> <p>450</p> <p>文字は丸ゴシック体（彫り込み）とする。 取付位置及び文面は監督職員の指示による。</p>																																		
<指定資材>																																			
材料等の使用制限	<p>【化学物質を発散する建築材料等の使用制限の原則】 本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講じること。</p> <p>1) スチレンを発散する建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材</td> <td>発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 家具、書架、実験台、その他の什器等</td> <td>①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>③ ユリア樹脂板</td> <td>発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>④ 壁紙</td> <td>発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 保温材、緩衝材、断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 塗料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 仕上塗材</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td>含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 塗料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) クロルビリホス、ダイアジノン及びフェノブカルブを含有する防腐・防蟻剤の使用制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤</td> <td>含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-<i>n</i>-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 木工用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-<i>n</i>-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	③ ユリア樹脂板	発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	④ 壁紙	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤		⑥ 保温材、緩衝材、断熱材		⑦ 塗料		⑧ 仕上塗材		対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 塗料		対策をとる建築材料等	使用制限の原則	木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤	含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ- <i>n</i> -ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。	② 木工用接着剤	フタル酸ジ- <i>n</i> -ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																		
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																		
② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																																		
③ ユリア樹脂板	発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																																		
④ 壁紙	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																		
⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤																																			
⑥ 保温材、緩衝材、断熱材																																			
⑦ 塗料																																			
⑧ 仕上塗材																																			
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																		
① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。																																		
② 塗料																																			
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																		
木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤	含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																																		
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																		
① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ- <i>n</i> -ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。																																		
② 木工用接着剤	フタル酸ジ- <i>n</i> -ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。																																		
建築工事指定資材	<p>本工事に使用する資材・機材は、公共住宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建設工事共通仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。</p> <p>1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等（以下「評価名簿登載品」という）。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。</p> <p>2) (一財)ペターリビングが認定した優良住宅部品（B L部品）。ただし、現場においてB Lマーク表示が確認できるものに限る。</p> <p>3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。（定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス（アフターサービス）の体制についても監督職員に承諾が得られること。）</p> <p>なお「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。</p> <p>また、防犯建物部品とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、(ア)騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しても5分以上、(イ)騒音の発生を許容する攻撃方法に対して</p>																																		

項目	特記事項																															
	は、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。																															
* 特定建設資材の再資源化等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。																															
	なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページhttp://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikakuから入手すること。																															
	(注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																															
* 別表1 建築物に係る解体工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th colspan="2">分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・建築設備、内装材等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根ふき材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・外装材、上部構造部材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他（ ）</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>				工程	作業内容	分別・解体等の方法		・建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用				
工程	作業内容	分別・解体等の方法																														
・建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																													
・屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																													
・外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																													
・基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																													
・その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																													
* 別表2 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th colspan="2">分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・造成等</td> <td>（○） 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業</td> <td>（○） 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>（○） 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業</td> <td>（○） 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・上部構造部分、外装</td> <td>（○） 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業</td> <td>（○） 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根</td> <td>（○） 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業</td> <td>（○） 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・建築設備、内装等</td> <td>（○） 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業</td> <td>（○） 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他（ 外構 ）</td> <td>（○） 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業</td> <td>（○） 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>				工程	作業内容	分別・解体等の方法		・造成等	（○） 有 ・ 無	・ 手作業	（○） 手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	（○） 有 ・ 無	・ 手作業	（○） 手作業と機械作業の併用	・上部構造部分、外装	（○） 有 ・ 無	・ 手作業	（○） 手作業と機械作業の併用	・屋根	（○） 有 ・ 無	・ 手作業	（○） 手作業と機械作業の併用	・建築設備、内装等	（○） 有 ・ 無	・ 手作業	（○） 手作業と機械作業の併用	・その他（ 外構 ）	（○） 有 ・ 無	・ 手作業	（○） 手作業と機械作業の併用
工程	作業内容	分別・解体等の方法																														
・造成等	（○） 有 ・ 無	・ 手作業	（○） 手作業と機械作業の併用																													
・基礎、基礎ぐい	（○） 有 ・ 無	・ 手作業	（○） 手作業と機械作業の併用																													
・上部構造部分、外装	（○） 有 ・ 無	・ 手作業	（○） 手作業と機械作業の併用																													
・屋根	（○） 有 ・ 無	・ 手作業	（○） 手作業と機械作業の併用																													
・建築設備、内装等	（○） 有 ・ 無	・ 手作業	（○） 手作業と機械作業の併用																													
・その他（ 外構 ）	（○） 有 ・ 無	・ 手作業	（○） 手作業と機械作業の併用																													
* 別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th colspan="2">分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・仮設</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・土工</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・本体工事</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・本体付属品</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他（ ）</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>				工程	作業内容	分別・解体等の方法		・仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用
工程	作業内容	分別・解体等の方法																														
・仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																													
・土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																													
・基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																													
・本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																													
・本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																													
・その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																													
* 別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コンクリート</td> <td>有限会社 大心実業</td> <td>豊田市泉町神高406番地5</td> </tr> <tr> <td>・鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td>フルハシEPO株式会社</td> <td>豊田市衣ケ原四丁目5番8</td> </tr> </tbody> </table>				廃棄物の種類	施設の名称	所在地	・コンクリート	有限会社 大心実業	豊田市泉町神高406番地5	・鉄及びコンクリートから成る建設資材	同上	同上	・アスファルト・コンクリート	同上	同上	・木材	フルハシEPO株式会社	豊田市衣ケ原四丁目5番8													
廃棄物の種類	施設の名称	所在地																														
・コンクリート	有限会社 大心実業	豊田市泉町神高406番地5																														
・鉄及びコンクリートから成る建設資材	同上	同上																														
・アスファルト・コンクリート	同上	同上																														
・木材	フルハシEPO株式会社	豊田市衣ケ原四丁目5番8																														
<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>																																
<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>		株式会社 河合建築設計事務所	初吹住宅建築工事(第3工区)	A J																												
		一級建築士番号 第100481号 河合達雄	建築工事特記仕様書10/10																													
		検図	製図																													
愛知県建設部建築局公営住宅課																																